

2025年6月2日

各位

会社名 リネットジャパングループ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 グループCEO 黒田 武志
 (コード番号: 3556 東証グロース 名証メイン)
 問合わせ先 執行役員 管理本部長 大谷 栄一
 (TEL 052-589-2292)

自社株価予約取引契約の締結及び第1回自社株価予約取引の申込に関するお知らせ

当社は、2025年6月2日付の取締役会において、EVOLUTION Financial Groupの一員であるEVO FUND（以下「エボリューション」といいます。）との間で、自社株価予約取引に係る契約（以下「本契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、その背景及び取引概要について下記のとおりお知らせいたします。

記

<自社株価予約取引の概要>

「自社株価予約取引」とは、取引当初時の当社普通株式の時価に基づいた「先渡価格」を予め設定し、基本的に将来の契約終了時点の当社普通株式の株価に基づく「終了時基準価格」と当該先渡価格との差額のみを精算（差金決済）する取引で、以下の効果をもたらす取引です。

- 終了時基準価格>先渡価格 — 当社の差金受取り（株価上昇メリット）
- 終了時基準価格<先渡価格 — 当社の差金支払い（株価下落リスク）

自社株価予約取引の実行に際しては、当社からの当該取引の申込みの後に、本契約に基づく取引（以下「本取引」といいます。）のヘッジ取引としてエボリューションが取引所金融商品市場において当社普通株式を取得する旨の連絡を受けております。このように当社普通株式が買付けられるという点において、自社株価予約取引は自己株式の取得に類似しておりますが、下表に示すとおり両者は異なる性質を持つ異なる取引です。

なお、本取引の履行によって、当社自らが自己株式を取得するものではありません。

<自社株価予約取引と自己株式の取得との比較表>

比較項目	自社株価予約取引	自己株式の取得
バランスシート効果及び純資産への影響	オフバランス取引 純資産に影響を及ぼさない	純資産の減少 借入金で実施する場合、負債の増加を伴う
会計上の取扱い	損益取引 決算期ごとに時価評価する	資本取引
当社株式の取得	なし（注）	当社が、当社普通株式を買付ける
当社株式の所有権及び議決権	当社に当社株式の所有権は移転せず、議決権は問題とならない	買付けた自己株式の所有権は当社に帰属するが、議決権は行使できない
エグジット戦略	原則、差金決済 但し、期限前解約をする場合： ① 市場売却 ② 自社株買い	① 金庫株として保有 ② 消却 ③ 再放出

	③ 当社が指定する第三者（資本提携予定先等）に売却	
--	---------------------------	--

(注) エボリューションが本取引のヘッジ取引として当社普通株式を取得することが企図されており、当社のエボリューションに対する申込金はその原資となりますが、当該申込金はエグジットの時点で当社に返却されるべく精算されることとなっています。

1. 本契約採用の背景及び目的

本契約については、前期のカンボジア金融事業の損失処理を乗り越え、来期に向けて大きな成長が見込まれることから、株主還元の一環として実施するものです。以下にて、会社の概要及び主な事業の状況、本取引を選択した理由についてご説明いたします。

当社グループは、収益と社会性の両立を目指し「ビジネスを通じて『偉大な作品』を創る」を経営理念に掲げ、「リユース・リサイクル事業」として、実店舗を有しないインターネット特化型の「リユース事業」、インターネットと宅配便を活用した都市鉱山リサイクルの「小型家電リサイクル事業」を、「ソーシャルケア事業」として、知的・精神障がいのある方を対象としたグループホームや就労継続支援B型事業所の運営に加え、介護人材不足に対応する観点で福祉領域に特化した海外人材送出しを展開しております。

①カンボジア金融事業の撤退状況

カンボジア金融事業については、2020年9月期においては新型コロナウイルスの影響等により、また2024年9月期においては、カンボジア金融事業撤退に伴う損失処理にて、大きな赤字を計上しました。

前期にマイクロファイナンス事業を行う CHAMROEUN MICROFINANCE PLC. が連結対象外になった事に加えて、当期の2025年9月期においては、海外事業を統括する RENET JAPAN INTERNATIONAL PTE. LTD.、マイクロ保険事業を行う PREVOIR (KAMPUCHEA) MICRO LIFE INSURANCE PLC. 及び中古車販売事業を行う RENET JAPAN (CAMBODIA) CO., LTD の株式譲渡を行い、連結範囲の対象外と致しました。残る1社のリース事業を行う MOBILITY FINANCE (CAMBODIA) PLC. についても、売却に向けた基本合意書を締結済みで、カンボジア金融事業の完全撤退を早期に決着させる方針であります。

②リサイクル事業の状況

2025年9月期の業績は、国内事業のリサイクル事業を中心に堅調に推移しており、確実に黒字を達成する見通しです。さらに、来期以降はリサイクル事業において全国小中学校に「1人1台」のGIGA構想として導入された大量の端末が更新される特需が控えています。今秋から今冬にかけてリサイクル事業の先行指標となる端末回収台数が急増し、来期以降の売上高及び利益に大きく貢献する見込みであります。

③ソーシャルケア事業の状況

ソーシャルケア事業による障がい者向けグループホームの利益の積み上げにより大きな成長を計画しています。当社は2024年11月、旧アニスピホールディングス社のFC部門を切り離し、直営を当社主体とすることで不採算事業所の統廃合など大きく改善し、首都圏に59棟の土台を構築しました。今後は中度・重度障がい者向けの日中サービス支援型グループホームの展開を行い、首都圏・中部圏・関西圏にドミナントを構築し、10年間で200棟の開設をすることで、着実にストック型収益を積み上げていく計画です。

④自社株価予約取引を選択した理由

当社では、株主還元策の一環として、自社株買いによる取得を検討しましたが、利益剰余金がマイナスであるため、自己株式取得を行うことができない状況にあります。一方、リサイクル事業における来期計上の受注が一定程

度の目途が立っており、来期からの業績拡大の可能性が高いことから、株主還元策の一環として、本取引を実施することにしました。当社が掲げる企業価値・株式価値の向上に資するものと判断しています。

業績拡大に伴い利益剰余金など財務余力が出来た際には、本取引にて取得した株式を自社にて取得することを想定しています。また、ESGの観点で当社の環境と福祉領域での成長を中長期の視点で評価いただける機関投資家および事業シナジーが期待できる提携先企業などへの譲渡も並行して選択肢として検討しています。

2. 第1回自社株価予約取引契約の概要

本契約に基づく個別の本取引の対象株式数の総数は1,450,000株（以下「対象株式総数」といいます。）を上限としており、申込金は300百万円を上限とする予定です。本契約に基づく個別の本取引は、対象株式総数を充足するまでは複数回に分けて異なる時期に行われることがあり、個別の取引に係る先渡取引期間は重複することがあります。

第1回自社株価予約取引契約は、本契約に基づき行われる初回の個別の本取引（以下「本個別取引」といいます。）として、下記(4)に記載される対象株式数を上限に、その一部若しくは全部について、当社とエボリューションとの間で締結される自社株価予約取引です。

当社は、本日、第1回自社株価予約取引契約の申込みを行います。上記申込みに伴い、エボリューションは、本個別取引のヘッジ取引として、対象株式数の範囲内で当社普通株式の買付けを行うことが企図されています。但し、かかる買付けはエボリューションの裁量により行われるため、エボリューションが必ずしも対象株式数の上限まで買付けを行うというわけではありません。

第1回自社株価予約取引契約の概要は、以下のとおりです。

- | | | |
|------|------------------------|---|
| (1) | 取引実行予定日 | 以下のうち早く到来する日
① エボリューションが、本個別取引のヘッジ・ポジションの構築を完了した取引日（関連取引所において、取引所金融商品市場が開場しており、かつ、対象株式が取引所立会時間内に売買可能な日を行います。以下同様とします。）
② 下記(5)に記載される買付可能期間が終了した日 |
| (2) | 取引の種類 | 株式先渡取引（差金決済） |
| (3) | 対象株式 | 当社普通株式（証券コード3556） |
| (4) | 対象株式数 | 上限1,450,000株（2025年3月31日時点の当社総株主の議決権数の9.93%相当）。但し、1株当たりの上限金額を設定する予定。
なお、当社が自社株価予約取引の申込みをする際には、当社が対象株式に関する金融商品取引法第166条第2項に定める重要事実又は同法第167条第2項に定める公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実を認識していないことが前提となる。 |
| (5) | エボリューションによる対象株式の買付可能期間 | 2025年6月3日～2025年9月2日 |
| (6) | エボリューションによる対象株式の取得方法 | 原則として市場より取得予定。 |
| (7) | 先渡取引期間 | 取引実行日から1年間（満期日まで）、又は本個別取引の全てが期限前解約された場合は、期限前解約時満期日までとする。但し、エボリューションは、対象株式の出来高の推移に鑑み、先渡取引期間を合理的な範囲で変更することができる。 |
| (8) | 先渡価格 | 下記(9)に記載する当初基準価格の100%の値 |
| (9) | 当初基準価格 | エボリューションが本個別取引のヘッジ・ポジションの構築のために買付けた対象株式の買付価格の総額 |
| (10) | 先渡購入者 | 当社 |
| (11) | 先渡売却者 | エボリューション |
| (12) | 決済 | 以下の状況に応じて現金決済を行う。
① 決済基準金額
下記(13)に記載する終了時基準価格から先渡価格を差引いた金額の |

- 絶対値
- ② 終了時基準価格 > 先渡価格の場合
終了時基準価格 - 先渡価格が正の値であれば、当社はエボリューションから決済基準金額の 90%相当額を受取る。
- ③ 終了時基準価格 ≤ 先渡価格の場合
終了時基準価格 - 先渡価格が負の値であれば、当社はエボリューションに対して決済基準金額の 100%相当額を支払う。
- (13) 終了時基準価格 以下の合計額
- ① エボリューションが本個別取引について、終了時基準価格計算開始日から満期日（当日を含む。）までの期間に、本個別取引のヘッジ・ポジションの解消のために売付けた対象株式の売付価格の総額
- ② エボリューションが本個別取引について、期限前解約時基準価格計算開始日から、期限前解約時満期日（当日を含む。）までの期間に、本個別取引の期限前解約に係るヘッジ・ポジションの解消のために売付けた対象株式の売付価格の総額
- (14) 終了時基準価格計算開始日 本個別取引の実行に際し、エボリューションにより通知される日付。当該日付は、エボリューションがヘッジ・ポジションの解消のための対象株式の売付けを行うにあたり、市況等を勘案した上で最低限必要とされる期間を計算し、当該期間を確保するために設定される。但し、エボリューションは、本個別取引の期限前解約の時期や対象株式の出来高の推移を鑑み、日付を合理的な範囲で変更できる。
- (15) エボリューションによる対象株式の売付方法 下記いずれかの方法を想定している。
- ① 取引所金融商品市場における取引による売却
- ② 立会外取引又は市場外取引による売却（ブロック取引等）
- ③ 事前公表型の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）への応募による売却
- なお、エボリューションが本個別取引のヘッジ・ポジション解消のための対象株式の売付けを取引所金融商品市場における取引で行う場合には、価格については金融商品取引法施行令第 26 条の 4 及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 12 条に定める空売り規制、また数量については有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 17 条第 3 号の規定にそれぞれ準ずる規制をそれぞれ遵守するものとし、市場株価及び出来高に配慮しながら行うものとする。
- (16) 期限前解約条項 当社が自社株買いを行う場合、当社が市場売却による期限前解約を希望する場合、及び当社が指定する投資家が対象株式の購入に同意する場合は、本個別取引において、当社は、本契約所定の条件の下、その全部又は一部を任意に期限前解約することができる。
- なお、当社が期限前解約の通知を行う際には、当社及びエボリューションが対象株式に関する金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める重要事実又は同法第 167 条第 2 項に定める公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実を認識していないことが前提となる。
- (17) 期限前解約時の決済方法 期限前解約が行われた場合、以下のいずれかの日（当日を含まない。）から 10 取引日目の取引日に、上記(12)にしたがい現金決済を行う。
- ① 本個別取引の一部について期限前解約が行われた場合
満期日
- ② 本個別取引の全てについて期限前解約が行われた場合
期限前解約時満期日
- (18) 期限前解約時基準価格計算開始日 本個別取引の全て又は一部の期限前解約の実行に際し、エボリューションにより通知される日付。当該日付は、エボリューションがヘッジ・ポジションの解消のための対象株式の売付けを行うにあたり、市況等を勘案した上で最低限必要とされる期間を計算し、当該期間を確保するために設定される。

- 但し、エボリューションは、本個別取引の期限前解約の時期や対象株式の出来高の推移を鑑み、日付を合理的な範囲で変更できる。
- (19) 期限前解約時満期日
本個別取引の全て又は一部の期限前解約の実行に際し、エボリューションにより通知される日付。
但し、エボリューションは、対象株式の出来高の推移に鑑み、期限前解約時満期日を合理的な範囲で変更することができる。
- (20) 期限前解約条項に基づく期限前解約に伴うペナルティ・コスト（損害金）
なし
- (21) 申込金
本個別取引について、当社はエボリューションに対して、本個別取引の先渡価格と同等金額の申込金を差入れる。なお、取引条件が確定した際、申込金差入額が本個別取引の先渡価格の金額を上回る場合には、かかる余剰金額については直ちに当社に返還される。また、先渡価格の変更等の事情に伴い申込金の不足が生じた場合、当社は、直ちに当該不足額をエボリューションに差入れる。
本個別取引の全てが終了する場合、エボリューションは、当社から受領した本個別取引に係る申込金の全額を当社に対して返還する。
なお、当社は、申込金とは別に本個別取引の媒介者として支援業務を提供する EVOLUTION JAPAN 証券株式会社へのアレンジメント手数料を支払うものとする。
- (22) 先渡価格等の調整
対象株式について株式分割、株式併合、その他対象株式の理論価格に変動を及ぼす事象（時価による新株式発行等は含まれない。）が生じた場合には、先渡価格等は調整される。

なお、会計上の取扱いについては、ヘッジ会計を適用せず、四半期決算ごとに時価評価いたします。すなわち、決算期末における当社普通株式の時価が1株当たりの個別先渡価格（先渡価格をエボリューションが本取引のヘッジ・ポジションの構築のために買付けた対象株式の株式数で割り付けて1株当たりの金額に引き直した額をいいます。以下同様とします。）を上回った場合は、「営業外収益」を計上いたします。営業外収益の計上は当社株価の上昇要因になると期待され、実際に株価が上昇した場合、更なる営業外収益の計上につながります。一方で、決算期末における当社普通株式の時価が1株当たりの個別先渡価格を下回った場合は「営業外費用」を計上いたします。営業外費用の計上は当社株価の下落要因となり、実際に株価が下落した場合、更なる営業外費用を計上するおそれがあります。

3. 自社株価予約取引終了時における選択肢

当社が本取引のメリットを最大限に享受するため、本取引のエグジット戦略としては以下の選択肢が用意されており、この中から当社の経営判断、株価の変動に応じて機動的に決定することができる仕組みとなっております。

a) 満期終了

満期における終了時基準価格に基づき差金決済によって処理する。なお、先渡取引期間中に当社株価が上昇し、終了時基準価格が先渡価格を上回るような結果となった場合は、当該差金相当額を受領することになる。

b) 自己株式の取得のキャッシュフロー・ヘッジ

将来、先渡取引期間中に当社株価が上昇し、かつ当社が自己株式の取得を決定し、その時点での株価による自己株式の取得を行った際に、本契約を同時に期限前解約して差金相当額を受領することで、自己株式取得のキャッシュフローをヘッジすることができる。

c) 新しい投資家の発掘と株主構成再編

本契約期間中において、当社が IR（インベスター・リレーションズ）活動を行い、当社の経営に賛同して下さる新しい投資家等が現れた場合、当該投資家とエボリューションが合意することを条件に、エボリューションがヘッジ取引として取得していた対象株式を当該投資家へ売却することが可能となる。

d) 契約更改

本契約期間終了時点における金融・経済情勢を勘案して、エボリューションとの合意を条件に、本契約を延長する。

e) 解約

市場環境の変化等に応じて、本取引を期限前解約し、終了時基準価格に基づき差金決済により処理する。なお、先渡取引期間中に当社株価が上昇し、終了時基準価格が先渡価格を上回るような結果となった場合は、当該差金相当額を受領することになる。

4. エボリューションの概要

(1) 名称	EVO FUND (エボ ファンド)	
(2) 所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
(3) 設立根拠	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(4) 組成目的	投資目的	
(5) 組成日	2006年12月	
(6) 出資の総額	払込資本金：1米ドル 純資産：約124.9百万米ドル (2025年3月31日時点)	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	議決権：100% Evolution Japan Group Holding Inc. (Evolution Japan Group Holding Inc.の議決権は間接的に100%マイケル・ラーチが保有)	
(8) 代表者の役職・氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チザム	
(9) 国内代理人の概要	該当事項はありません。	
(10) 上場会社と当該ファンドの関係	上場会社と当該ファンドとの関係	該当事項はありません。
	当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

5. 今後の見通し

上記2. 末尾に記載のとおり、本取引により四半期ごとに時価評価に係る営業外損益が発生しますが、現段階におきましては、本取引によってもたらされる営業外収益又は営業外費用について、合理的な算出が困難であることから、当期の業績予想について、本取引の影響は勘案しておりません。

今後開示すべき状況が生じた場合は速やかにお知らせいたします。

以上